# 球磨村 住宅リフォーム事業補助金の概要

#### 事業の目的

村民の居住環境の向上及び商工業等の活性化を図るため、住民が自己の居住の目的に使用する住宅のリフォームを村内の事業者等を利用して行う場合に要した経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付します。

#### 補助対象者は?

- ① 球磨村に住所がある方
- ② 申請者及び世帯員に村税の滞納がないこと
- ③ 他制度による補助金等を受けていないこと

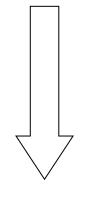
#### 対象住宅は?

- ① 申請者が居住の供にしている個人住宅
- ② 借用の専用住宅または、店舗等併用住宅



#### 補助対象工事は?

- ① 30万円以上の増築改装・リフォーム工事であり、必須工事のどれか1つを含む工事であること(別表参照)
- ② 3月21日までに実績報告(完了)できる工事であること
- ③ 村内に本社若しくは支店又は営業所を有する法人・個人事業者が施工する工事であること



補助金の額は? 工事費の20%	上限額20万円
工事費	補助金額
工事費が30万円未満	補助の対象外
工事費が 30 万円以上 100 万円未満	工事費の 20%の額(千円未満切捨)
工事費が 100 万円以上	一律20 万円

#### 手続きの流れ 【注意】必ず工事着手前に申請が必要です!! 交付申請書提出 ①補助申請 ②受理·審查 交付決定通知書 ③交付金額決定 球 申 4工事着手 磨 請 変更申請書(工事内容に変更がある場合に報告) 完了実績報告書提出 者 村 ⑤工事完了 ⑥受理•確認 《確定通知書・補助金支 **⑦確定** ⑧補助金受領

## 工事を始める前に

### 補助金交付申請書を提出 (書類:別途様式)⇒

- ☆添付書類の1は工事施工者が用意します。2・3についても、なるべく工事施工 者で用意するようにしてください。
- ☆当初の見積書により補助金額を決定しますので、工事内容を十分に協議して作成してください。(工事内容等に変更が生じたときは、速やかに変更申請書を提出してください。但し、助成の増額は認められません。)

 様式第1号 (第6条関係)
 年 月 日

 球磨村長
 様

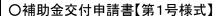
 中請者
 任 所 球磨村大字

 氏 名
 ⑩

球磨村住宅リフォーム助成事業申請書

球磨村住宅リフォーム助成事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請 します。

対象住宅	工事の名称	
	工事の内容	
	住宅の所在地	球磨村大字
	建築年月日	年 月 日(建築後 年)
宅	工事の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	施工業者	住 所 球磨村大字 名 称 速絡先
対象工事見積額		円 (税込 円)
		・住宅のリフォーム費用の見積書 ・対象工事の明示した図面 (位置図・平面図・立面図及び展開図等) ・住宅のリフォームを行う箇所の写真
添付書類		(2~3枚程庫



原則として当該住宅の所有者本人が申請者ですが、居住者の世帯主又は、生計の主となる者が申請者となる場合があります。施工者欄は村内の事業者を記入してください。

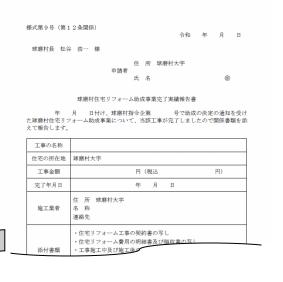
#### 【添付書類】

【添付書類】	
1. 住宅のリフォーム	できる限り一式工事とせずに、工事内容のわかる内訳書を付けた見積り書
費用の見積書	を作成してください。他の制度の対象となるなど、補助の対象にならない費用
	がある場合は、見積書内で消費税を含めてその部分を明確に分けてくださ
	ιν <sub>°</sub>
2. 対象工事の明示	平面図等にリフォームを行う部分の現在の状態と、改修後の状態がわか
した図面	るように図示してください。建物形状が変わらないリフォームは、平面図等に
	何を改修するのか具体的に記述してください。
3. リフォーム箇所の	リフォーム工事を行う住宅の全景、工事施工箇所の現況写真を用意
写真	してください。(*工事着手前の写真は、実績報告書でも添付しますので、実
	績報告書分の工事前写真の準備もお願いします。)
4. 球磨村住宅リフォ	申請者及び同一世帯員の氏名・住所、村税の滞納確認及び固定資産課
一ム助成事業の申請	税台帳記載事項の確認行為についての同意書になります。
に伴う確認行為に関	
する同意書	
5. その他、村長が必	必要であると認めた場合に提出していただきます。
要と認める書類	

## 工事が完了したら

## 完了実績報告書を提出 (書類:別途様式)⇒

- ★添付書類の3・4は工事施工者が用意 します。
- ★着手前、施工中、完了後の写真を撮影 してください。



#### 〇補助金完了実績報告書【第9号様式】

交付決定者(補助事業者)が申請者です。当初の申請金額と変更になる部分は変更後の内容を記入してください。

補助金の振込み先は申請者と同一名義の口座を記入してください。

#### 【添付書類】

1. 住宅のリフォーム契	契約書の写しを提出してください。(工事が契約書のとおり履行された
約書の写し	かどうか確認に使用します。)
2. 住宅のリフォームの	費用の明細書及び領収書の写しを提出してください。領収金額は、原
費用の明細書及び領収	則として見積り金額と同額となります。
書の写し	
3. 工事写真	エ事の <u>着手前、施工中、完了後</u> の写真
4. 工事見積書の写し	変更工事内容のわかる内訳書を付けた見積り書を作成してください。
※変更がある場合のみ	この場合、変更分だけでなく当初の工事内容を含めた見積り書を作成し
提出	てください。
5. その他、村長が必要	必要であると認めた場合に提出していただきます。
と認める書類	

- 着手済の工事は対象になりません。
- 他の補助金と重複することはできません。
- ・ 補助金額が限度額(20 万円)に達しない場合でも、1住宅に1度の 申請に限ります。
- 受付予約は出来ませんので、申請は必要書類を揃えて申し込みください。
- 当年の予算額に達した場合は、申込みを締め切らせていただきます。



# 補助対象工事一覧

# 【対象工事】

区 分	内 容
必須工事 (①~④の中か ら1つ以上)	①木材利用促進(県産材を床、壁、天井等に使用する。) ②UD化(段差解消、手すり設置、扉の取っ手をレバーハンドルに交換等) ③省エネルギー推進(断熱性向上のための窓改修、断熱材の設置等) ④子育て支援等(子ども部屋の改修等)
	屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事
外部工事	外壁の張り替え、塗装、その他の外装工事
いいて来	雨樋の取替え、改修、その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付け、取替え、その他の建具工事
	床材、壁材及び天井材の張り替え、その他の内装工事又はタイル工事
   内部工事	床材、壁材及び天井材の塗り替え、その他の塗装工事又は左官工事
I 어마ㅗ <del>ㅋ</del>	ドアの取替え、襖の張り替え、その他の建具工事
	畳の入替え、表替え、その他の畳工事
	ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事
	システムキッチンの取替え、その他の厨房工事
建設設備工事	洗面台、便器の取替え、その他の衛生設備工事
建改改洲工 <del>事</del> 	給水管、排水管及びガス管の取替え、その他の配管工事
	配線、コンセント設置、その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事
·( 奶他奶工事	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事

## 【非対象工事】

区 分	内 容
	外構工事
建築工事	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
機器等の	エアコン、ガスコンロ、給湯器(ボイラー等)、温水洗浄便座等の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
更新のみ 	冷暖房機器の機器本体の購入費用

※ 上記は工事の一例です。詳しくは復興推進課にお問い合わせください。



【連絡先】球磨村 復興推進課 山村振興係 TEL 32-1114 FAX 32-1141 ホームページ <a href="http://www.kumamura.com/">http://www.kumamura.com/</a> をご覧ください。